

平成25年甲賀広域行政組合議会第1回定例会 議決結果

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第1号	甲賀広域行政組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	H25.3.28	原案可決
議案第2号	甲賀広域行政組合一般廃棄物処理施設技術管理者の資格に関する条例の制定について	H25.3.28	原案可決
議案第3号	滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更について	H25.3.28	原案可決
議案第4号	平成24年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算(第3号)について	H25.3.28	原案可決
議案第5号	平成25年度甲賀広域行政組合一般会計予算について	H25.3.28	原案可決

議案第 1 号

甲賀広域行政組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

甲賀広域行政組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成25年3月28日 提出

甲賀広域行政組合管理者 中嶋 武嗣

平成25年3月28日 原案可決

甲賀広域行政組合議会議長 服部 治男

甲賀広域行政組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

甲賀広域行政組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和48年甲賀郡行政事務組合条例第21号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第10条の2第2号の改正規定中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

議案第 2 号

甲賀広域行政組合一般廃棄物処理施設技術管理者の資格に関する条例
の制定について

甲賀広域行政組合一般廃棄物処理施設技術管理者の資格に関する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成25年3月28日 提出

甲賀広域行政組合管理者 中嶋 武嗣

平成25年3月28日 原案可決

甲賀広域行政組合議会議長 服部 治男

甲賀広域行政組合一般廃棄物処理施設技術管理者の資格に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第21条第3項の規定に基づき、甲賀広域行政組合一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格に関する事項を定めるものとする。

(技術管理者の資格)

第2条 技術管理者の資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に規定する者を除く。)であつて、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあつた者
- (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校(理)学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校(理)学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (9) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学、工学若しくは農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 管理者の指定する講習を修了した者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 3 号

滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び
滋賀県市町村職員退職手当組合同約の変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、平成25年3月31日をもって滋賀県市町村職員退職手当組合から滋賀県自治会館管理組合が脱退すること及び滋賀県市町村職員退職手当組合同約を別紙のとおり変更することについて、関係地方公共団体が協議することにつき、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成25年3月28日 提出

甲賀広域行政組合管理者 中嶋 武嗣

平成25年3月28日 原案可決

甲賀広域行政組合議会議長 服部 治男

滋賀県市町村職員退職手当組合同約の一部を改正する規約

滋賀県市町村職員退職手当組合同約(平成12年滋賀県指令市振第137号)の一部を次のように改正する。

第4条中「大津市京町四丁目3番38号」を「大津市松本一丁目2番1号」に改める。

別表第1中「、滋賀県自治会館管理組合」を削る。

付 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

議案第4号

平成24年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第3号）

平成24年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ23,873千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,060,317千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年3月28日 提出

甲賀広域行政組合管理者 中嶋 武嗣

平成25年3月28日 原案可決

甲賀広域行政組合議長 服部 治男

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 分担金及び負担金		2,408,665 千円	△52,973 千円	2,355,692 千円
	1. 負担金	2,408,665	△52,973	2,355,692
2. 使用料及び手数料		389,503	29,000	418,503
	2. 手数料	389,312	29,000	418,312
7. 財産収入		0	100	100
	1. 財産売却収入	0	100	100
補正されなかつた款に係る額		286,022		286,022
歳入	合計	3,084,190	△23,873	3,060,317

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		87,286 千円	△970 千円	86,316 千円
1. 総務管理費		68,283	△970	67,313
3. 衛生費		1,148,023	△15,696	1,132,327
1. 清掃費		1,148,023	△15,696	1,132,327
4. 消防費		1,562,483	△7,207	1,555,276
1. 消防費		1,562,483	△7,207	1,555,276
補正されなかつた款に係る額		286,398		286,398
歳出	合計	3,084,190	△23,873	3,060,317

議案第5号

平成25年度 甲賀広域行政組合一般会計予算

平成25年度甲賀広域行政組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,220,859千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と定める。

平成25年 3月28日 提出

甲賀広域行政組合管理者

中嶋 武嗣

平成25年 3月28日 原案可決

甲賀広域行政組合議長

服部 治男

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1. 分担金及び負担金		2,491,873 千円
2. 使用料及び手数料	1. 負担金	2,491,873
		396,287
3. 国庫支出金	1. 使用料	191
	2. 手数料	396,096
4. 県支出金	1. 国庫補助金	12,663
		6,300
5. 繰越金	1. 県負担金	6,300
		7,500
6. 諸収入	1. 繰越金	7,500
		20,636
7. 組合債	1. 預金利息	50
	2. 雑収入	20,586
歳入	1. 組合債	285,600
	合計	3,220,859

歳出

款	項	金額
1. 議会費		698 千円
	1. 議会費	698
2. 総務費		93,189
	1. 総務管理費	74,101
	2. 徴税費	18,806
	3. 監査委員費	282
3. 衛生費		1,228,978
	1. 清掃費	1,228,978
4. 消防費		1,616,147
	1. 消防費	1,616,147
5. 公債費		278,847
	1. 公債費	278,847
6. 予備費		3,000
	1. 予備費	3,000
歳出	合計	3,220,859

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
ごみ処理施設整備事業	千円 226,600	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利 率の見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その 他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただ し、組合財政の都合により据置期間及び償還期限を短 縮し又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができ る。
消防施設整備事業	59,000	〃	〃	〃
計	285,600			